

古座川町告示第 9 4 号

古座川町中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業補助金交付要綱をここに公布する

令和 8 年 9 月 1 日

古座川町長 大屋 一成

古座川町要綱第 4 9 号

古座川町中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、古座川町内の中山間地域で生活する高齢者の在宅生活の継続を支援するため、中山間地域における介護サービス提供の維持、確保を図り、介護サービスの安定的な提供に取り組む事業者に対し、その介護サービスの提供に係る費用の一部について、予算の範囲内で、古座川町中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関して、補助金等の交付に関する条例（昭和 5 2 年条例第 2 2 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地域 別表 1 に定める山村振興法（昭和 4 0 年法律第 6 4 号）第 7 条第 1 項の規定により振興山村の指定を受けた地域をいう。
- (2) 利用者 別表 1 に定める対象地域内に居住する古座川町の介護保険被保険者をいう。
- (3) 事業者 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）の規定に基づく事業を行う法人その他の者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、中山間地域における介護サービスの提供体制を維持する意思を有する事業者で、次に掲げるサービスを提供する事業者とする。

- (1) 法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護及び法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号のイに規定する第 1 号訪問事業のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）第 5 条

による改正前の法（以下「平成２６年改正前法」という。）第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護に相当するもの（以下「訪問介護」という。）

(2) 法第８条第２４項に規定する居宅介護支援及び法第１１５条の２第１項に規定する介護予防支援事業者の指定を受けた指定居宅介護支援事業者が行う法第８条の２第１６項に規定する介護予防支援

(3) 法第１１５条の４５第１項第１号の二に規定する第１号介護予防支援事業

２ 前項第２号及び第３号に規定する事業については、古座川町から委託を受けて実施する事業者も対象とする。

３ 当該事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団である場合

(2) 暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員が役員である場合

(3) 中山間地域において介護サービスの提供に関し交通費等の提供を受ける場合

（補助金の額）

第４条 補助金の額は、別表２に掲げる対象介護サービスの区分に応じ、それぞれ同表に定める補助基準額に、当該対象介護サービスの提供回数又は利用人数を乗じて得た額の合計とする。

（交付申請及び実績報告）

第５条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象介護サービスを提供した月の翌月２０日（当該対象介護サービスを提供した月が３月である場合にあっては、翌年度の４月５日）までに、次に掲げる書類を対象事業所ごとに町長に提出しなければならない。

(1) 古座川町中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）

(2) 古座川町中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業補助金介護サービス提供実績報告書（様式第２号）

(3) 前２号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付決定等）

第６条 町長は、前条の規定により申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２ 前項の場合において、町長は補助金の交付を決定したときは古座川町中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業補助金交付決定通知書（様式第３号）により、補助金の不交付を決定したときは古座川町中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業補助金不交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は第1項の規定により、補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

(交付の取消し等)

第7条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他町長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により取消しを行ったときは、古座川町中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、町長が定める期限までに当該交付を受けた者に対し、その返還を命じるものとする。

(関係書類の保存)

第9条 補助金の交付を受けた者は、この補助金に係る関係書類等（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録を含む。）を、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第2条 この要綱の規定は、令和8年4月1日以後に提供された対象介護サービスに係る補助金について適用する。

第3条 令和8年4月1日からこの告示の施行の日の属する月の前月までに提供された対象介護サービスに係る第5条の規定の適用については、同条中「翌月20日」とあるのは、「令和8年10月20日」とする。

別表 1（第 2 条関係）

中山間地域	対象地域
	古座川町全域

別表 2（第 4 条関係）

区分	補助対象介護サービス	補助基準額	補助金額
区分 1	次に掲げるサービスを提供する事業 (1) 訪問介護 (2) 第 1 号訪問介護	次の各号に掲げる事業所から利用者宅までの訪問に要する距離の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 15km未満 100 円 (2) 15km以上 400 円	利用者に対する対象介護サービスの提供 1 回につき、補助基準額欄に定める距離の区分に応じた金額。
区分 2	次に掲げるサービスを提供する事業 (1) 居宅介護支援 (2) 介護予防支援 (3) 第 1 号介護予防支援事業	次の各号に掲げる事業所から利用者宅までの訪問に要する距離の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 15km未満 500 円 (2) 15km以上 1,700 円	利用者に対する月 1 回の訪問につき、補助基準額欄に定める距離の区分に応じた金額。（同月に複数回訪問した場合も算定は 1 回とする。）

（注 1）この表において、「訪問に要する距離」とは、通常の経路及び交通手段により片道で当該距離に要すると町長が認めた距離をいう。

様式第1号（第5条関係）

古座川町中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業補助金
交付申請書兼請求書

年 月 日

古座川町長 様

このことについて、下記のとおり申請します。

記

1 申請者等情報

法人番号				
法人名 (事業者名)	印			
代表者	職名		氏名	
申請担当者	職名		氏名	
連絡先	電話番号		メールアドレス	

2 申請内容（内訳は様式第2号のとおり）

実施期間	年 月 サービス提供分			
提供事業所				

対象介護サービス	距離区分	単価	提供実績	申請金額
訪問介護 第1号訪問事業	①15 km未満	100 円	回	円
	②15 km以上	400 円	回	
居宅介護支援 介護予防支援 第1号介護予防支援事業	①15 km未満	500 円	回	円
	②15 km以上	1,700 円	回	

3 振込口座情報

振込 口座	銀行 農協 信金信組				本店 支店 出張所			種 目	口座番号（右詰め）						
	金融機関コード				店舗コード				1 普通預金						
								2 当座預金							
								3 その他							
	(カタカナ) 口座名義人														

※ 預金種別については、該当するものを記入してください。

※ 口座名義人（カタカナ）は通帳の記載どおりに記入してください。

※ 個人名義の口座ではなく、法人又は事業所名義の口座を記入してください。

4 確認事項（□にチェックを入れてください。）

次の各事項のいずれにも該当する者でなければ、補助金を交付しない。	
☐	①中山間地において介護サービス（古座川町中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業補助金交付要綱第3条に規定するものをいう。）の提供体制を維持する意思を有すること。
☐	②交付のために提出した書類に虚偽がないこと。
☐	③補助金を重複して申請しないこと。
☐	④古座川町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当しないこと。 また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有していないこと。
☐	⑤利用者からこの補助金とは別に交通費等の支払を受けていないこと。
☐	⑥虚偽が判明した場合は、補助金の返還に応じることに同意すること。
☐	⑦個人情報の取扱いに関して、補助金の交付手続に必要な範囲で関係部局と共有することに同意すること。

5 提出書類（該当する□にチェックを入れてください。）

☐	(1) 古座川町中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
☐	(2) 古座川町中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業補助金介護サービス提供実績報告書（様式第2号）
☐	(3) サービス提供票（利用実績の記載されたもの）の写し

※区分1（訪問介護、第1号訪問事業）は、(1)(2)(3)を提出してください。

※区分2（居宅介護支援、介護予防支援、第1号介護予防支援事業）は、(1)(2)を提出してください。

様式第2号（第5条関係）

古座川町中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業補助金
介護サービス提供実績報告書

年 月 日

1 提供事業所

事業所名		サービス提供月	年 月分
事業所番号		サービス種別	

2 対象者一覧

	被保険者番号	被保険者名	居住地(大字)	距離区分	訪問回数※	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

※“距離区分”欄には、事業所から訪問した利用者宅までの距離が15km未満は“①”、15km以上なら“②”を記入してください。

※居宅介護支援、介護予防支援、第1号介護予防支援事業の場合は、“訪問回数”欄は記入不要です。

	被保険者番号	被保険者名	居住地(大字)	距離区分	訪問回数※	備考
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						

※“距離区分”欄には、事業所から訪問した利用者宅までの距離が15km未満は“①”、15km以上なら“②”を記入してください。

※居宅介護支援、介護予防支援、第1号介護予防支援事業の場合は、“訪問回数”欄は記入不要です。

第 号
年 月 日

様

古座川町長

古座川町中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、古座川町中山間地
域等訪問介護事業等安定確保対策事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、下記
のとおり交付することを決定したので通知します。

記

交付決定事業所	
交付決定金額	円
交付の条件	中山間地における介護サービス（古座川町中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業補助金交付要綱第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号に規定する介護サービス事業をいう。）の提供体制を維持することに努めること。

第 号
年 月 日

様

古座川町長

古座川町中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業補助金
不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、古座川町中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり交付しないことを決定したので通知します。

記

1 不交付事業所

2 不交付の理由

第 号
年 月 日

様

古座川町長

古座川町中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業補助金
交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号により通知した補助金の交付決定について、
古座川町中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項
の規定により、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

1 交付決定を取り消した事業所

2 交付決定を取り消した額 _____ 円

3 交付決定取消しの理由